

## 入院患者の面会に関する規程

### 1. 目的

本規程は、入院中の患者に対する家族等の面会について、患者の療養環境の維持および感染対策に配慮しつつ、正当な理由なく制限しないことを目的とする。

### 2. 基本方針

当院は、入院患者と家族等との交流が療養上重要であることを踏まえ、面会は可能とする。ただし、患者の病状、治療上の必要性、感染対策等の観点から、やむを得ず制限を行う場合がある。

### 3. 面会時間

面会時間は原則 14 時～16 時までとするが、患者の病状や診療上の都合により、個別に調整することができる。

### 4. 面会者の範囲

面会は、家族、親族および患者の希望する者、2 名までとする。

### 5. 面会時の遵守事項

面会者は以下の事項に遵守するものとする。

- (1) 発熱、咳嗽、咽頭痛、下痢等の感染症状がある場合は面会を控えること
- (2) 院内では、手指衛生を行いマスクを着用すること
- (3) 他の患者の療養環境に配慮すること
- (4) 面会簿への記載への協力

### 6. 面会制限

以下の場合には、必要最小限の範囲で面会を制限または中止することがある。

- (1) 感染症の発生または流行が認められる場合
- (2) 患者の病状により安静または治療上の制限が必要な場合
- (3) その他、医療安全および療養環境の維持のため必要と認められる場合

なお、制限を行う場合は、その理由を患者および家族等に説明する。

### 7. 特別な配慮

終末期等、患者の状態に応じて特別な配慮が必要な場合は、柔軟に面会対応を行う。

### 8. 周知

本規程の内容は、院内掲示および病院ホームページ等を通じて患者及び家族へ周知する。

### 9. 規程の見直し

本規程は、感染状況、社会情勢、院内の運用状況等を踏まえ、定期的に見直しを行う。

### 10. 附則

本規程は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。